

2022年（令和4年）8月15日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）7月28日付けで諮問（第1149号）された病院の防災、防火その他の安全管理に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った理由

本件については、神奈川県藤沢警察署司法警察員から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、2022年（令和4年）6月20日藤沢市民病院（以下「当院」という。）で発生した傷害被疑事件捜査の全容解明のため、本院に設置されている防犯カメラで録画された映像（2022年（令和4年）6月20日午前8時から午前9時までのもの）の閲覧及び複写の提供を求められたものである。

この傷害被疑事件は、午前8時36分頃、被疑者が警備室前を無断で通過しようとしたため、警備員が外来なら正面入口から入場するよう、用事が無いならここから入れないと制止したところ突然首を絞められたものである。（首には絞められた跡が残り血が滲み出していた。その後診察により頸部挫創全治3～5日程度と判明）

その後、被疑者は院内に居座っていたため午前9時頃警察へ通報。警察からも退去するよう説得したが拒否。警備員が負傷していること、以前にも何度か当院に侵入していることから傷害事件として扱ってもらうこととなり、午前11時頃被疑者は藤沢警察署へ連行された。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条第2項第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当該照会に対する防犯カメラの画像データの目的外提供について藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 個人情報を目的外に提供することについて

### ア 提供する画像データ及び提供方法

(ア) 本院の警備室前を撮影した防犯カメラに記録された、2022年（令和4年）6月20日午前8時から午前9時までの画像データの閲覧及び複写。

(イ) アの閲覧による確認を経て、実施機関が捜査のため必要と認めた部分の画像データを記録媒体に保存しての提供。

なお、提供する際は、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に規定する、提供を受けるものが執る措置を遵守することを求める旨を記載した回答書を交付することとする。

### イ 目的外の提出先

神奈川県藤沢警察署司法警察員

### ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

### エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものだが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した藤沢警察署司法警察員により行われているものであり、受け取った情報については守秘義務が課されている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件の照会に対する画像提供の具体的な必要性については、被疑者が本院の警備員に対してどのように傷害を与えたかの事実確認をすることが目的となっている。

本院の防犯カメラに照会対象者が記録されている可能性があり、当

該画像データにおける個人情報の内容と保護の必要性及び本件の照会の趣旨を勘案した結果、当該画像データを目的外に提供する必要があると判断するものである。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する個人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、画像データに映っている個人が傷害被疑事件の被疑者自身であり、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障を来すおそれがあることを藤沢警察署地域第二課に確認している。

このことから、本件の照会における目的外提供においては、本人通知を省略する合理的な理由があると判断するものである。

なお、防犯カメラで記録した画像データに映っている警備員については、本人通知を行うこととする。

(4) 実施日（予定）

2022年（令和4年）8月31日

(5) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 回答書（案）
- ウ 防犯カメラ位置図
- エ 藤沢市民病院防犯カメラ運用基準
- オ 個人情報の目的外提供についてのガイドライン
- カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件の照会に対する画像提供の具体的な必要性については、被疑者が当院の警備員に対してどのように傷害を与えたかの事実確認を行うことが目的となっている。

実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報は、防犯カメラに照会対象者が記録されている可能性があり、当該画像データにおける個人情報の内容と保護の必要性及び本件の照会の趣旨を勘案した結果、当該画像データを目的外に提供する必要があると判断するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属する個人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、実施機関も説明するとおり、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、画像データに映っている個人が傷害被疑事件の被疑者自身であり、本人通知をした場合には当該

捜査の遂行に支障を来すおそれがあることを藤沢警察署地域第二課に確認している。

このことから、本件の照会における目的外提供においては、本人通知を省略する合理的な理由があると判断するものである。

以 上